



## 2024年度介護保険制度改正 見直し論議



社会保障審議会介護保険部会(厚生労働大臣の諮問機関)が、12月20日に意見書を公表しました。注目されていた介護の負担増については、医療費改革で高齢者の負担を増やすことが決まっており、介護とダブル負担増とならないようにするために、結論は先延ばし継続審議となりました。政府は2023年の通常国会に介護保険法など関連法改正案を出し、2024年から施行されます。

### 介護保険制度の見直しに関する意見（要約・抜粋）

#### ①見直しの必要性



- 全世代対応型の持続な社会保障制度の構築に向けて、質の高い医療・介護を効率的に提供するための基盤整備が必要。

次期計画期間中に2025年を迎えるが、今後85歳以上人口の割合が上昇し、サービス需要や給付費は増加する一方、生産年齢人口は急減。地域ニーズに対応したサービス等基盤の整備や、人材確保、保険制度の持続可能性の確保に向けた早急な対応が必要。

- 社会環境の変化の中でも、高齢者の自己決定に基づき、必要なサービスを受けられ希望する場所で安心して生活できる社会を実現する必要。



#### ②見直しの論点



- I. 地域包括ケアシステムの深化・推進
  - 生活を支える介護サービス等の基盤の整備
  - 様々な生活上の困難を支え合う地域共生社会の実現
  - 保険者機能の強化
- II. 介護現場の生産性向上の推進、制度の持続可能性の確保
  - 介護人材の確保、介護現場の生産性向上の推進
  - 給付と負担



#### ③見直しの項目例



- 通所介護事業所が訪問介護を提供する地域密着型の複合型新サービスの創設
- 市町村の取り組みを評価するインセンティブ交付金の見直し
- 介護事業者に財務状況が分かる資料公表の義務づけ
- 要支援1~2のケアマネジメント等について地域包括支援センターの負担軽減
- 科学的介護の充実、LIFEなど介護情報の標準化と利活用
- 介護状態を判断する介護認定審査会のオンライン開催本格導入
- ケアプランのAI化等のICTやロボット導入による生産性向上と人員基準の見直し
- 総合的な対策による人材確保

- 負担と給付
  - ケアマネジメント有料化  
要介護1、2の総合事業へ移行 等 → 2027年度改定見直しへ先送り
  - 二割負担の対象者拡大  
高所得者の保険料引き上げ 等 → 2023年夏まで結論持ち越し



■ 厚生労働省 社会保障審議会 介護保険部会「介護保険制度の見直しに関する意見」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001027165.pdf>

